

第3節 削除

第33条 公文書の任意的な開示(平成29年条例第49号により当該条項削除)

第3章 情報公開の総合的な推進

第34条 情報公開の総合的な推進に関する都等の責務

第34条 都は、前章に定める公文書の開示のほか、情報公表施策及び情報提供施策の拡充を図り、都政に関する正確で分かりやすい情報を都民が迅速かつ容易に得られるよう、情報公開の総合的な推進に努めるものとする。

2 都は、情報収集機能及び情報提供機能の強化並びにこれらの機能の有機的連携の確保並びに実施機関相互間における情報の有効活用等を図るため、総合的な情報管理体制の整備に努めるものとする。

3 都は、情報公開の効果的推進を図るため、特別区及び市町村との協力及び連携に努めるものとする。

4 都が設立した地方独立行政法人は、当該地方独立行政法人が行う事業に関する正確で分かりやすい情報を都民が迅速かつ容易に得られるよう、情報公開の推進に努めるものとする。

趣 旨

1 本条は、情報公開の総合的な推進に関する都及び都の設立した地方独立行政法人の基本的な責務について定めたものである。

2 第2章に定める公文書開示制度は、情報公開制度において重要な位置を占めるものであるが、都民が開示を請求しない限り開示されないこと、開示の対象は公文書そのものであり、必ずしも都民にとって分かりやすい情報ではないこと、さらに開示請求者のみに開示されることなどの限界もある。

そこで、本条は、公文書開示制度のほか、都民が都政に関する正確で分かりやすい情報を迅速に得られるよう、都民からの開示請求を待つことなく、積極的に都政に関する情報を公表又は提供する情報公表施策及び情報提供施策の整備拡充を進め、情報公開を総合的に推進していくこと並びに都が設立した地方独立行政法人が行う事業に関する情報についても、同様に情報

公開を推進していくことを明らかにしたものである。

- 3 「情報公表」とは、法令等に基づき、義務的に情報を公にすることをいう。
- 4 「情報提供」とは、法令等に基づかず、情報を提供することをいう。
- 5 「情報収集機能及び情報提供機能の強化」とは、都政についての要望、意見、提言等の情報を都民から幅広く収集するとともに、都政に関する正確で分かりやすい情報を都民に適切に提供する体制を充実し、又は整備することをいう。
- 6 「これらの機能の有機的連携の確保並びに実施機関相互間における情報の有効活用等を図る」とは、情報収集機能及び情報提供機能の相互の連携を緊密にするとともに、その実効性を確保するために、実施機関相互間において必要な情報の有効利用を積極的に進めることをいう。
- 7 「総合的な情報管理体制の整備に努める」とは、都政に関する正確で分かりやすい情報を適切に提供するために必要な情報管理を総合的に行う体制の整備に努めることをいう。

運 用

1 公表又は提供する情報

公表し、又は提供する情報は、実施機関が保有する都政情報一般であり、文書、図画、写真及びフィルムに記録された情報のほか、すべての電磁的記録を含むものである。

2 公文書開示制度と情報提供

本条例は、公文書の開示を請求する都民の権利を明らかにするとともに、開示請求の対象となる公文書の範囲、開示請求の具体的手続を定めたものである。一方、実施機関は、従来から所管する事務事業を円滑に執行するために、自主的に、あるいは都民からの求めに応じて、必要な資料等を都民に提供してきたところである。こうした情報提供は、公文書開示制度とは別に行われるものであるが、本条の情報公開の総合的な推進に関する都等の責務の趣旨を踏まえて、積極的に行うものとする。

関係規則・要綱

【情報公開の総合的な推進に関する事務取扱要綱】

第1 趣旨

東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号。以下「条例」という。）に定める情報公開の総合的な推進についての事務処理は、別に定めがある場合を除き、この要綱に定めるところ

ろにより行うものとする。

第4 都の窓口での供覧の事務手続

情報の公表及び提供のための都の窓口での供覧の事務手続は、次のとおりとする。

1 供覧場所

原則として、都民情報ルーム及び主務課の双方とするが、やむを得ない場合には、いずれか一方で閲覧に供することができるものとする。

2 供覧期間

原則として、情報の公表又は提供を開始したときから1年とする。

なお、供覧期間を経過していないにもかかわらず閲覧に供しないこと又は供覧期間を超えて閲覧に供することに合理的な理由がある場合は、この限りでない。

3 事務処理手続

(1) 都民情報ルームでの供覧の手続

主務課長は、文書等を都民情報ルームへ2部送付する。送付に当たっては、送付票（別記第2号様式）を添付するものとする。

なお、東京都印刷物取扱規程（昭和28年東京都訓令甲第55号。以下「印刷物取扱規程」という。）に基づき送付する印刷物については、従来どおりの手続によるものとし、送付票の添付は要しないこととする。

(2) 主務課での供覧の手続

主務課長は、主務課に文書等を1部備え付け、閲覧に供するものとする。

第5 インターネット等による自動送信について

インターネット等による自動送信により、情報の公表及び提供を行う場合には、東京都公式ホームページへの掲載によるものとする。

1 各局等は、局・部等が開設するホームページを活用し、積極的に情報の公表及び提供を行うこととする。

2 都庁総合ホームページにおいて、局・部等が開設するホームページへのリンクを掲載する場合には、原則として、東京都高度情報化推進システム（TAIMS）の電子メール（以下「TAIMS」という。）により、政策企画局戦略広報部戦略広報課長（以下「戦略広報課長」という。）へ依頼するものとする。

第6 都民への周知等

公表又は提供した情報について、都民への周知を図るための事務手続等は、次のとおりとする。

1 一覧表の作成及び公表

(1) 一覧表の作成

主務課長は、四半期ごとに、公表又は提供した情報についてとりまとめた一覧表（別記第3号様式）を作成するものとする。

(2) 一覧表作成の留意事項

ア 印刷物取扱規程に基づく方法で都民情報ルームへ送付した情報が、公表又は提供情報である場合は、必ず一覧表へ掲載すること。

イ 一覧表中「その他」欄には、都の窓口での供覧及びインターネット等による自動送信以外の公表又は提供の方法について、具体的に記載すること。

(3) 情報公開課長への送付

主務課長は、局の情報公開主管課長を経由して、一覧表を総務局総務部情報公開課長（以下「情報公開課長」という。）へ送付するものとする。

情報公開課長への送付は、原則としてTAIMSにより行うものとする。

なお、他の実施機関において、情報の公表及び提供に関する一覧表の作成及び公表について定めている場合は、当該一覧表を、情報公開課長へ送付することができるものとする。

(4) 都庁総合ホームページへの掲載依頼

情報公開課長は、全庁分の一覧表（他の実施機関から送付された一覧表を含む。以下同じ。）を次の表による行政分野別に整理したのち、当該一覧表を戦略広報課長へ送付し、都庁総合ホームページへの掲載を依頼する。

行政分野	局等
福祉・保健医療	福祉局、保健医療局、地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター、地方独立行政法人東京都立病院機構
教育・文化	生活文化スポーツ局、教育委員会、東京都公立大学法人

産業・労働・経済	生活文化スポーツ局、産業労働局、中央卸売市場、労働委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会、地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター
財務・税務	財務局、主税局、会計管理局、固定資産評価審査委員会
環境	環境局
都市づくり	都市整備局、住宅政策本部、建設局、港湾局、収用委員会
公営企業	交通局、水道局、下水道局
警察・消防	公安委員会、警視庁、東京消防庁
その他	政策企画局、子供政策連携室、スタートアップ・国際金融都市戦略室、総務局、デジタルサービス局、生活文化スポーツ局、選挙管理委員会、人事委員会、監査事務局

(5) 一覧表の公表

情報公開課長は、行政分野別に整理した全庁分の一覧表を、都民情報ルームで2部閲覧に供し、主務課長は、所管する部分を当該主務課で閲覧に供するものとする。

戦略広報課長は、情報公開課長からの依頼を受け、全庁分の一覧表を都庁総合ホームページへ掲載するものとする。

また、所管局長等は、その所管する主務課の一覧表をとりまとめて、局・部等が開設するホームページに登録することができるものとする。

2 公表又は提供する情報の充実

情報の公表及び提供に当たっては、情報の正確性の確保及び内容の充実を図るとともに、都民に分かりやすいものとするよう努めるものとする。

第35条 情報公表制度

第35条 実施機関は、次に掲げる事項に関する情報で当該実施機関が保有するものを公表しなければならない。ただし、当該情報の公表について法令等で別段の定めがあるとき、又は当該情報が第7条各号に規定する不開示情報に該当するときはこの限りでない。

- 一 都の長期計画その他都規則等で定める重要な基本計画
- 二 前号の計画のうち、実施機関が定めるものに係る中間段階の案
- 三 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項に規定する執行機関の附属機関又はこれに類するもので実施機関が定めるもの（以下「附属機関等」という。）の報告書及び議事録並びに当該附属機関等への提出資料
- 四 実施機関が定める都の主要事業の進行状況
- 五 その他実施機関が定める事項

2 実施機関は、同一の公文書につき複数回開示請求を受けてその都度開示をした場合等で、都民の利便及び行政運営の効率化に資すると認められるときは、当該公文書において開示した情報を積極的に公表するものとする。

3 前二項の公表の方法は、実施機関が定める。

趣 旨

- 1 本条は、実施機関の情報公表の責務について定めたものである。
- 2 第1項は、公表の対象となる情報を定めたものである。
 - (1) 地方自治法に基づく地方財政状況の公表など法令等に別段の定めがある場合は、当該法令等に基づく公表を行うこととなる。
 - (2) 第1項各号に定める情報が、第7条各号に規定する不開示情報に該当する場合は、公表しない。
 - (3) 公表の対象は、情報の内容であって、当該情報が記録された文書等の媒体ではない。
 - (4) 第3号の「これに類するもので実施機関が定めるもの」とは、都政の当面する基本的問題や重要課題について、幅広く有識者等の意見表明又は意見交換を行う場として知事が臨時に設置した会議体であって、構成員の半数以上が都の職員以外のものであるものをいう。

3 第2項は、複数回開示請求を受けた公文書等の公表について定めたものである。

(1) 同一の公文書について繰り返し開示請求がある場合には、当該公文書に含まれる情報について、原則公表を行う。公表に当たっては、当該情報の公表が都民の利便及び行政運営の効率化に資するかということを踏まえて検討を行う。

(2) 公表の対象は、開示請求を受けて開示をした情報である。対象となる公文書中に、第7条各号に規定する不開示情報が含まれている場合には、当該不開示情報を除いた部分を公表することとなる。

関係規則・要綱

【知事が行う情報公開事務に関する規則】

(公表情報)

第12条 条例第35条第1項第1号に規定する都規則等で定める重要な基本計画は、次に掲げるものとする。

- 一 都政全般に係る総合的な計画
- 二 東京都条例により策定を義務付けられている基本計画
- 三 条例第35条第1項第3号の附属機関等の検討を経て策定する基本計画

2 条例第35条第1項第2号に規定する計画で実施機関が定めるものは、都の長期計画並びに前項第1号及び第2号に規定するもののうち計画期間が3年以上で、かつ、策定に6月以上の期間を予定するものをいう。

3 条例第35条第1項に規定する公表は、当該情報の記録された文書又は電磁的記録を情報公開課等において閲覧に供し、かつ、当該情報の全部又は要旨をインターネット等による自動送信をして行うものとする。

4 条例第35条第2項に規定する公表は、第9条に定める方法により行うものとする。

【情報公開の総合的な推進に関する事務取扱要綱】

第2 情報の公表事務

1 条例第35条第1項に規定する情報公表

条例第35条第1項に規定する情報公表の事務手続は、次のとおりとする。

(1) 公表する情報についての留意事項等

ア 知事が行う情報公開事務に関する規則（平成11年東京都規則第230号。以下「規則」という。）第12条第1項第1号に規定する都政全般に係る総合的な計画とは、全庁的に取り組むべき課題と施策を総合的・体系的に明らかにし、都政運営の基本指針となる中・長期計画又は3か年程度の計画をいう。

イ 条例第35条第1項第2号に規定する中間段階の案を公表した後、最終的に計画を確定する際には、この間に都民等から提出された意見等を考慮するとともに、提出された意見等及びこれに対する考え方を公にするよう努めるものとする。

ウ 条例第35条第1項第3号及び規則第12条第1項第3号に規定する附属機関等とは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項に規定する執行機関の附属機関及び都政の当面する基本問題や重要課題について、幅広く有識者等の意見の表明又は有識者等との意見交換を行う場として、要綱等に基づいて知事が臨時に設置した懇談会等をいう。

エ 条例第35条第1項第4号に規定する主要事業は、同条同項第1号に規定する計画等に位置付けられている主要事業で、当該事業を所管する局（東京都組織規程（昭和27年東京都規則第164号）第8条第1項に規定する本庁の局、室並びに住宅政策本部及び中央卸売市場をいう。以下同じ。）の長（以下「所管局長等」という。）が指定したものをいう。

オ 条例第35条第1項第5号に規定する実施機関が定める事項は、次のとおりとする。

（ア）条例第37条に規定する出資等法人の事業概要、役員名簿、事業報告・決算書、事業計画・予算書及び定款・寄附行為並びに出資等法人に対する経営評価の実施結果

（イ）都民から寄せられた都政に関する意見、提言、苦情、要望等及びそれらへの東京都（以下「都」という。）の対応状況を明らかにするために、政策企画局長が作成する都民の声年次報告

（ウ）庁議（都庁マネジメント本部等の設置及び運営に関する規則（平成11年東京都規則第161号）第8条に定める庁議をいう。以下同じ。）における審議事項及び報告事項

（2）公表の時期

条例第35条第1項に規定する情報（第4号に規定する情報を除く。）の公表は、情報の発生の都度速やかに行うものとする。

（3）公表を行う者

情報の公表は、次に掲げる者が行うものとする。

ア 条例第35条第1項第1号から第3号までに規定する情報の公表は、所管局長等が行う。

イ 条例第35条第1項第4号に規定する主要事業の進行状況は、毎年9月末日及び3月末日を基準日として、所管局長等が作成した主要事業の進行状況報告書（別記第1号様式）を、総務局長がとりまとめて公表する。

なお、条例第2条第1項に規定する知事以外の実施機関（以下「他の実施機関」という。）において指定した主要事業の進行状況についても、都民の利便を図るため、総務局長がとりまとめて公表することができるものとする。

ウ（1）オ（ア）に規定する出資等法人の事業概要等の公表は、当該出資等法人の所管局長等が行う。

ただし、経営評価の実施結果の公表は、総務局長が行う。

エ（1）オ（イ）に規定する都民の声年次報告の公表は、政策企画局長が行う。

オ（1）オ（ウ）に規定する庁議における審議事項及び報告事項の公表は、各事案に係る所管局長等が行う。

（4）公表の方法

情報の公表は、当該情報が記録された文書又は電磁的記録（以下「文書等」という。）を、都の窓口（総務局総務部情報公開課に置かれる都民情報ルーム（以下「都民情報ルーム」という。）及び各事務事業を所管する部署（以下「主務課」という。）をいう。以下同じ。）において閲覧に供し、かつ、当該情報の全部又は要旨をインターネット等による自動送信をして行うものとする。

ただし、条例第35条第1項第3号に規定する附属機関等への提出資料をインターネット等による自動送信により公表する場合は、当該提出資料の名称一覧でこれに代えることができるものとする。

2 条例第35条第2項に規定する情報公表

条例第35条第2項に規定する情報公表の事務手続は、次のとおりとする。

（1）公表する情報についての留意事項等

ア 同一の公文書に対して、各年度の1年間に三以上の異なる者からの開示請求があり、それらのうち開示決定又は一部開示決定を行い開示を実施したものを取組の対象とする。

イ 開示請求書に記載された請求内容が異なる場合でも、結果として開示される公文書が同一であれば、同一の公文書に対し開示請求があったものとする。

ウ 対象となる公文書に含まれる情報について、当該情報の性質、開示請求や開示実施の状況、各局等への問合せ状況、想定される利用者の範囲や利用方法、公表により特定の個人や法人等に不利益が生じるおそれの有無などを踏まえ、当該情報の公表が広く都民の利便に資するものかどうかの検討を行い、公表の適否を判断する。

エ 対象となる公文書において、条例第7条各号に規定する不開示情報が含まれている場合には、当該不開示情報を除いた部分を公表する。

この場合、不開示情報に係る部分をその他の部分と明確に区分できると実施機関が判断する方法で塗りつぶした公文書、又は不開示情報を削除若しくは他の文言、記号等に置換し、部分的な加工を行ったもの等を公表するものとする。

オ アに該当する公文書と同様の取扱いが可能と考えられる同種の公文書及び相互に密接な関連を有すると考えられる公文書に含まれる情報についても、同様に積極的な公表に努めるものとする。

カ 公表については、(4)に定める方法により行い、併せて公表した旨について、都民等へ広く周知を図るものとする。

(2) 公表の時期

情報の公表は、(1)アに該当する公文書が確認できた後、速やかに行うものとする。

(3) 公表を行う者

情報の公表は、主務課の長（以下「主務課長」という。）が行う。

(4) 公表の方法

情報の公表は、原則としてインターネット等による自動送信をして行い、その他必要に応じて次の方法のうち効果的なものを選択して行うものとする。

ア 東京都公報への登載

イ 東京都の発行する広報紙又は広報誌への掲載

ウ 都民情報ルーム又は主務課での閲覧

エ 印刷物の配布

第36条 情報提供施策の拡充

第36条 実施機関は、都民に対する自主的広報、都民の需要を踏まえた情報提供及び報道機関への情報提供の充実に努めるとともに、その管理する資料室等都政又は事業に関する情報を提供する施設を一層都民の利用しやすいものにする等情報提供施策の拡充に努めるものとする。

2 前項の情報提供施策の拡充に当たっては、その時々都民生活における情報化の進展状況を勘案しつつ、情報通信の技術を積極的に活用するものとする。

3 実施機関は、効果的な情報提供を実施するため、広聴機能等情報収集機能を強化し、都民が必要とする情報を的確に把握するよう努めるものとする。

趣 旨

1 本条は、情報公開の総合的な推進を図るための情報提供施策の拡充について定めたものである。

2 第1項は、実施機関が、情報提供の量的拡充又は質的な向上に努め、都民や報道機関への情報提供の充実に努めるとともに情報提供を行う施設においても利便性の向上等に努めることを定めたものである。

3 第2項は、実施機関が情報提供施策を拡充させるに当たり、情報通信技術の進展状況や都民への普及状況等を踏まえた上で、インターネット等を活用し、情報通信技術を積極的かつ効果的に活用することを定めたものである。

4 第3項は、実施機関が、効果的な情報提供を実施するため、都民の都政及び事業に対する意見並びに要望を幅広く適切に把握する広聴活動を積極的に行うとともに、その成果を広報活動へ還元し、都民が必要とする都政及び事業に関する情報を効果的に提供できる体制を整備するよう努めることを定めたものである。

運 用

1 情報の提供に当たっては、提供する情報へのアクセスの容易性の観点から、東京都公式ホームページへの掲載、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）を活用した情報発信、都民の求めに応じて行う公文書情報提供サービスなど、インターネット等の情報通信技術を積

極的に活用する。

関係規則・要綱

【情報公開の総合的な推進に関する事務取扱要綱】

第3 情報の提供事務

1 情報の提供

所管局長等は、条例上の義務として情報を公表するほか、次に掲げる事項その他の都政に関する情報の提供に努めるものとする。

- (1) 東京都議会定例会等における知事発言等都の施政方針
- (2) 都の組織並びに都の職員の定数及び給与に関する事項
- (3) 地域開発及び重要な施設整備
- (4) 環境、保健衛生、防災等都民生活の安全と密接な関係がある事項
- (5) 都民の意識、生活実態等に関する調査結果
- (6) 都の保有する研究及び技術（特許権等に係るものを除く。）並びに統計に関する資料
- (7) 都が行う試験、行事に関する事項

2 提供の方法

情報の提供は、原則としてインターネット等による自動送信をして行い、その他必要に応じて次の方法のうち効果的なものを選択して行うものとする。

- (1) 都の窓口での供覧
- (2) 東京都公報への登載
- (3) 都の発行する広報紙又は広報誌への掲載
- (4) 印刷物の配布又は有償刊行物の頒布
- (5) 報道機関への資料提供
- (6) その他所管局長等が効果的と認める方法

第37条 出資等法人の情報公開

第37条 都が出資その他財政支出等を行う法人であって、実施機関が定めるもの（以下「出資等法人」という。）は、この条例の趣旨にのっとり情報公開を行うため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 実施機関は、出資等法人に対し、前項に定める必要な措置を講ずるよう指導に努めるものとする。

趣 旨

- 1 本条は、都が出資その他財政支出等を行う法人であって、実施機関が定める「出資等法人」は、本条例の趣旨にのっとり、情報公開を行うよう努めるとともに、実施機関は、出資等法人に対し、情報公開を進めるよう指導に努めなければならないことを定めたものである。
- 2 出資等法人は、都とは別個の独立した法人であるため、条例上の実施機関とすることは困難であるが、都が出資その他の財政上の支出・援助等を行っており、その保有する情報の公開を進めていく必要があることから、出資等法人の設立趣旨や自律性に配慮しつつ、出資等法人が自主的に情報公開に努める責務について定める一方、実施機関に対しては、出資等法人の情報公開について指導する責務を課すこととした。
- 3 「都が出資その他財政支出等を行う法人であって、実施機関が定めるもの」とは、東京都政策連携団体の指導監督等に関する要綱（平成31年3月19日30総行革監第91号知事決定）に定める東京都政策連携団体をいう。
- 4 「必要な措置を講ずる」とは、出資等法人が、本条例の趣旨にのっとり、当該出資等法人の情報公開に関する内部規程を設けるなど、その保有する情報を自主的に公開するための制度を整えることをいう。
- 5 「指導に努める」とは、実施機関が出資等法人に対し、情報公開に関する制度を整備するよう、出資等法人の種別に応じた標準的な規程（モデル要綱）を示すなどして指導を行うことをいう。

運 用

1 出資等法人の情報公開

出資等法人は、都が提示したモデル要綱をもとに、必要な規定整備を講じるなど自主的に情報公開に取り組むこととなる。モデル要綱は、基本的には本条例に沿っているが、次のように法人としての特性を踏まえた内容になっている。

- (1) 法人の特性を考慮し、公益法人版と株式会社版の2通りを定め、平成12年4月1日を目途に実施できるよう、各出資等法人を指導することとした。
- (2) 株式会社版においては、会社法等に定めのある株主・債権者の権利との調整のため、「会社の株主及び債権者の利益を害するおそれがあるもの」を不開示情報とした。
- (3) 出資等法人が行った開示決定等に対して不服がある場合は、当該出資等法人に対する審査請求を可能とし、その場合、出資等法人は、原則として、各々で設置する「情報公開審査会」の意見を聴いた上で審査請求に対し回答することとした。

関係規則・要綱

【知事が行う情報公開事務に関する規則】

(出資等法人)

第13条 知事は、条例第37条第1項の規定により出資等法人を定め、又は変更したときは、速やかに告示しなければならない。

第38条 公の施設の指定管理者の情報公開

第38条 都の公の施設を管理する指定管理者（地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）は、この条例の趣旨にのっとり、当該公の施設の管理に関する情報の公開を行うため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 実施機関は、都の公の施設の指定管理者に対し、前項に定める必要な措置を講ずるよう指導に努めるものとする。

趣 旨

- 1 本条は、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき都の公の施設の管理を行う指定管理者は、本条例の趣旨にのっとり、当該公の施設の管理に関する情報の公開を行うよう努めるとともに、実施機関は、指定管理者に対し、情報公開を進めるよう指導に努めなければならないことを定めたものである。
- 2 指定管理者は、都とは別個の独立した法人その他の団体であるが、都に代わって公の施設の管理を行うものであり、その保有する、当該公の施設の管理に関する情報の公開を進めていく必要があることから、指定管理者制度の趣旨や指定管理者の自律性に配慮しつつ、指定管理者が自主的に情報公開に努める責務について定める一方、実施機関に対しては、指定管理者の情報公開について指導する責務を課すこととした。